

武蔵野市地域防災計画（平成 27 年修正）案（概要）について

1 計画の目次

第 1 部	武蔵野市の総力を結集した地域防災力の高度化に向けて
第 2 部	災害予防計画
第 3 部	災害応急対策計画
第 4 部	災害復興計画
付 編	東海地震事前対策
付 編	風水害対策

2 武蔵野市地域防災計画（平成 25 年修正及び平成 26 年修正一覧）に関する東京都意見による修正
武蔵野市地域防災計画に対する都意見（64 項目）による修正。市の態勢に大きな変更なし。

【都意見 例示】

修正前	修正後
家具の転倒防止	家具の転倒、落下、移動防止
<u>医薬品ストックセンター</u> <u>医薬品ストックセンター長</u>	<u>災害薬事センター</u> <u>災害薬事コーディネーター</u>
（記載なし）	<u>警視庁交通規制支援ボランティア</u> <u>資格、活動内容等（略）</u>

3 「付編 東海地震事前対策」の時点修正

東京都地域防災計画の時点修正に伴い修正。市の態勢に大きな変更なし。

【修正内容 例示】

修正前	修正後
○気象庁が発表する東海地震に関連する情報 <u>東海地震観測情報</u> 東海地震注意情報 東海地震予知情報	○気象庁が発表する東海地震に関連する情報 <u>東海地震に関連する調査情報（臨時）</u> 東海地震注意情報 東海地震予知情報
○電話の輻輳による混乱防止のための広報 a 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛 b <u>電話回線</u> の輻輳と規制の内容	○電話の輻輳による混乱防止のための広報 a 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛 b <u>回線</u> の輻輳と規制の内容 c <u>災害用伝言ダイヤル等のサービス提供開始</u>

4 避難行動支援体制（第 2 部第 9 章及び第 3 部第 8 章）の修正

武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会報告書の内容（避難行動要支援者の定義、名簿の作成、避難行動要支援者の安否確認及び避難支援体制等）を反映した。

(1) 武蔵野市災害時避難行動支援体制検討委員会報告書の概要

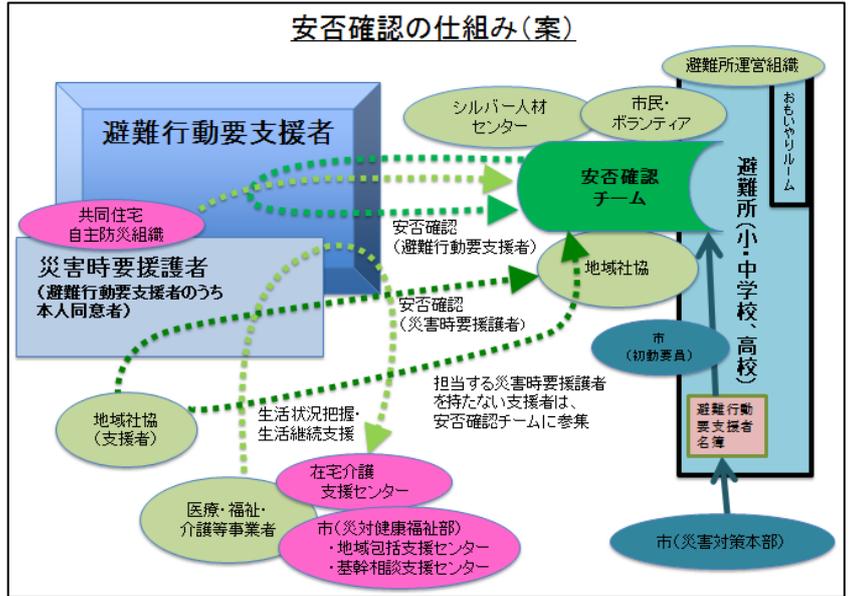
【① 発災時における安否確認体制の構築】

<平常時>

- 各避難所の避難所運営組織やシルバー人材センター等を中心にあらかじめ安否確認コーディネーターを複数選任する

<発災時>

- 災害時要援護者については、従来どおり地域社協（支援者）により、安否確認を行う
- 自主防災組織がある集合住宅居住の避難行動要支援者については、その組織により、安否確認を行う
- 上記以外の避難行動要支援者については、シルバー人材センター、地域社協、支援者、その他市民等の安否確認チームにより、安否確認を行う



※なお、医療・福祉・介護等サービスを受けている避難行動要支援者については、上記仕組みによる安否確認に加えて、当該事業者により、安否確認を行う

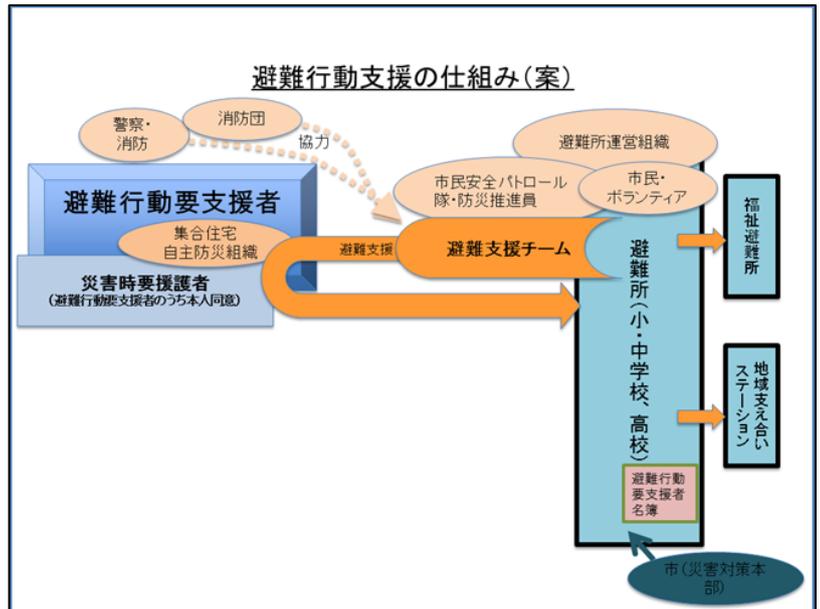
【② 安否確認後の避難支援体制の構築】

<平常時>

- 避難所ごとに市民安全パトロール隊、防災推進員、避難所運営組織等を中心にあらかじめ避難支援コーディネーターを複数選任する

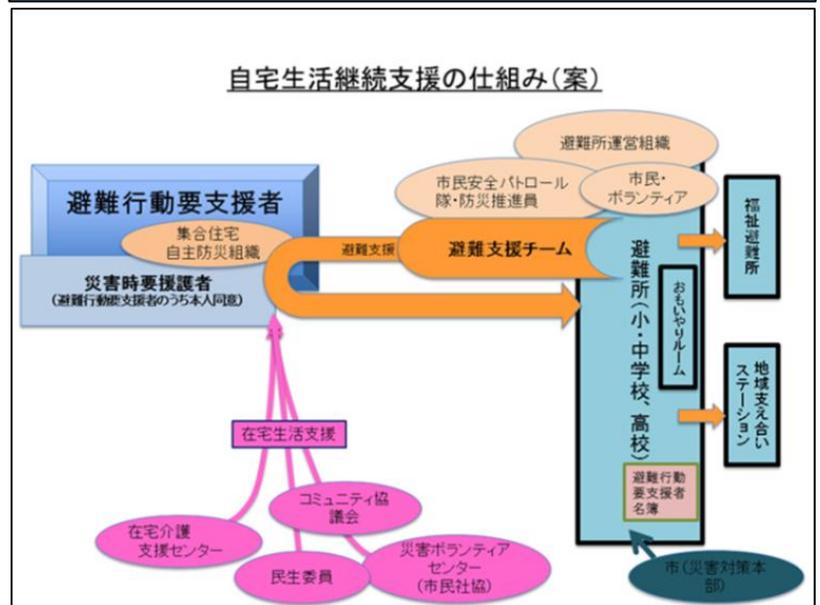
<発災時>

- 自宅生活が困難な避難行動要支援者については、安否確認の結果を受けた避難支援チームにより、避難所へ移送支援する
- 安否確認の結果、自宅生活を継続できる場合は、自宅生活の継続を基本とする



【③ 生活継続支援体制の構築】

- 自宅生活を継続している避難行動要支援者に対し、避難支援チーム、民生委員が連携し、生活継続支援活動を実施する
- 介護・障害事業者は、サービス体制の復旧に努め、速やかに生活支援を開始する
- 一定時間経過後は、外部ボランティア、民生委員、在宅介護支援センター等が連携し、生活継続の支援を行う



(2) 避難行動支援体制に関する主な記載事項

1) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の範囲	<p><高齢者>要介護3～5に認定されている者等 <障害者(児)> 次のア～エに該当するもの。 ア 身体障害者手帳1・2級の第1種(心臓・腎臓機能のみを除く) イ 愛の手帳1・2度 ウ 精神障害者保健福祉手帳1・2級で単身世帯 エ 市の生活支援を受けている難病患者 <その他>その他市長が認める者等 上記のうち、事前の情報提供に、 同意あり…災害時要援護者 同意なし…未同意の避難行動要支援者 と定義</p>
名簿の更新	<p><災害時要援護者>2カ月に1回 <未同意の避難行動要支援者>年1回</p>
名簿の記載事項	<p>氏名、生年月日、年齢、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、 避難支援等を必要とする事由、台帳保管避難所名、支援者氏名、世帯状況、 独居時間の有無、民生委員氏名、担当在宅介護支援センター名 ※網掛け部分は、災害時要援護者名簿のみ。</p>
名簿情報の提供先	<p><災害時要援護者名簿の事前提供先> ①地域社協、②在宅介護支援センター、③警察署、④消防署 <避難行動要支援者名簿の災害時の提供先> ①安否確認コーディネーター、②安否確認チーム、③警察署、④消防署 等</p>
名簿・台帳等の保管場所	市及び市内小中学校(18校)の鍵がかかる保管庫

2) 避難行動要支援者の支援体制の構築

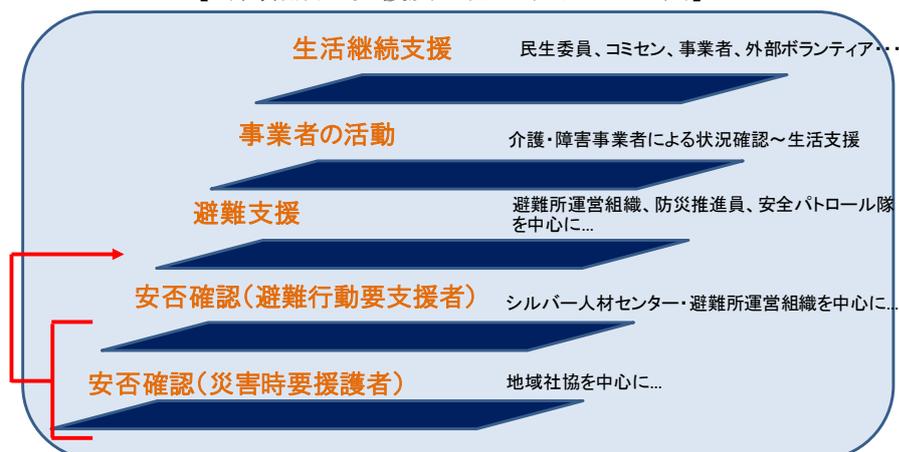
i 安否確認

- ①災害時要援護者…これまでどおり地域社協を中心とした安否確認体制
- ②未同意の避難行動要支援者…シルバー人材センター、避難所運営組織を中心に「安否確認コーディネーター」の選出、安否確認体制の構築

ii 避難支援

上記①及び②…避難所運営組織、防災推進員、市民安全パトロール隊を中心に、「避難支援コーディネーター」の選出、避難支援体制構築

【時間軸別の支援及び担い手イメージ図】



(3) 避難行動支援体制に関する目次体系

1) 第2部災害予防計画 第9章

<現行>

<修正後>

<p>第9章 災害時要援護者対策及び福祉避難所機能の充実</p> <p>第1節 災害時要援護者の安全対策</p> <p>第1 避難支援の取組みの強化</p> <p>第2 支援者マニュアルの改訂・充実化</p> <p>第3 情報伝達体制の整備</p> <p>第4 防災行動力の向上</p> <p>第5 緊急通報システムの活用</p> <p>第6 消防ふれあいネットワークづくりの推進</p> <p>第2節 おもいやりルームの確保と福祉避難所の運用方法等の整備</p>	<p>第9章 避難行動要支援者対策及び福祉避難所機能の充実</p> <p>第1節 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>第1 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>第2 名簿情報の提供</p> <p>第2節 避難行動要支援者の支援体制の構築</p> <p>第1 避難行動要支援者名簿を活用した避難支援体制の整備</p> <p>第2 情報伝達体制の整備</p> <p>第3 防災訓練の充実</p> <p>第4 消防ふれあいネットワークの推進</p> <p>第3節 おもいやりルームの確保と福祉避難所の運用方法等の整備</p>	<p>章の名称変更</p> <p>新たに節追加 (避難行動要支援者の範囲、名簿共有先、保管方法等記載)</p> <p>節の繰り下げ (避難行動要支援者の安否確認体制・避難支援体制の構築、災害時要援護者の安否確認体制は現状維持)</p> <p>以降節の繰り下げ</p>
--	--	---

2) 第3部災害応急対策計画 第8章

<現行>

<修正後>

<p>第8章 災害時要援護者対策</p> <p>第1節 災害時要援護者の安全確保</p> <p>第1 災害時要援護者の安全確保</p> <p>第2節 (以降、略)</p>	<p>第8章 避難行動要支援者等支援対策</p> <p>第1節 避難行動要支援者への支援</p> <p>第1 市の態勢</p> <p>第2 災害時要援護者の安否確認の実施</p> <p>第3 未同意の避難行動要支援者の安否確認の実施</p> <p>第4 避難行動要支援者の避難支援の実施</p> <p>第5 事業者による状況確認及び生活支援</p> <p>第6 自宅生活継続のための支援</p> <p>第2節 (以降、略)</p>	<p>章の名称変更</p> <p>第1節修正 (安否確認チームによる避難行動要支援者の安否確認実施。地域社協を中心とした災害時要援護者の安否確認(現行のまま)。避難支援チームによる避難支援の実施。)</p>
---	---	---